

平成30年度事業計画

少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中、高年齢者が経済社会の担い手として活躍できる環境の整備を図るため、高年齢者に対して、多様な就業機会などを提供するシルバー人材センターに大きな期待が寄せられています。

人手不足が懸念される分野や育児支援など、現役世代へのサポートをはじめ、多様な職種に対応するには、豊富な経験と知識を有する会員がさらに必要です。

当センターでは、「働く」「遊ぶ」「学ぶ」「社会貢献」をキーワードとした様々な活動があり、会員が健康で元気に活動している姿そのものをセンターの魅力として強く発信することで、会員の拡大を図ってまいります。

「みどりのまちづくりサポート事業」及び「子育てファミリーアシスト事業」につきましては、地域就業機会創出・拡大事業補助金による助成が最終年度となるため、引き続き実施することができるよう、事業内容・実施体制等の見直しを行います。

特に、「子ども一時預かり事業」におきましては、箕面市における子育てしやすい環境づくりを支援できるよう、「子育てファミリーサポート事業」と合わせまして、より一層、事業の普及啓発に努め、利用者及び就業会員の拡大を図ってまいります。

また、福祉有償運送事業「オレンジゆずるタクシー」につきましては「移動困難支援の社会実験」の期間をさらに1年間延長されたことにより、引き続き、安全かつ確実な運行に努めるとともに、持続可能な福祉輸送の実現に向けて、箕面市との協議を重ねてまいります。

就業中などにおける事故が増加している中で、事故の未然防止と再発防止に努めることがセンターにとって重要な課題であり、会員・役員・事務局の連携をさらに強化し、安全・適正就業を推進してまいります。

第4次中期計画における目標達成に向けて、会員の豊かな経験と知識を結集し、地域社会に輝くセンターを目指して、平成30年度は、以下の事業活動を展開いたします。

I シルバー人材センター事業

- 1 就業開拓提供事業の推進
 - 2 普及啓発事業の推進
- 営の推進
- 3 独自事業の推進
 - 4 研修・講習会事業の実施
 - 5 調査研究事業の実施
 - 6 相談事業の実施
 - 7 安全・適正就業事業の推進
 - 8 訪問介護事業の推進
 - 9 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
 - 10 有料の職業紹介事業の実施
 - 11 労働者派遣事業の推進

II 法人管理事業

- 1 会員自主運営体制の推進
- 2 公益社団法人としての運営の推進
- 3 施設・事務局の機能強化
- 4 第4次中期計画の推進

I シルバー人材センター事業

1 就業開拓提供事業の推進

(1) 高年齢者にふさわしい地域に密着した臨時的かつ短期的な仕事、またはその他の軽易な業務に係る仕事について、箕面市、事業所、個人家庭などから有償で受託することができるよう、会員及び役職員が協力し、就業開拓活動を推進する。

①就業機会の確保・拡大を図るため、就業開拓部会員及び就業開拓専門員が中心となり、事業所や個人家庭への訪問し活動を行う。

②会員が持つ技能・技術、経験、資格等を活かすことのできる仕事を新たに開拓する。

③会員それぞれが地域における就業に関する情報提供や開拓活動を促進する。

(2) 「高齢者活用・現役世代サポート事業」は、人手不足が懸念される分野、現役世代を支える分野において就業機会を開拓し、高年齢者への提供を行うための取組みを国の補助金を活用して実施する。

①就業開拓専門員が、民間企業等への訪問活動を行う。

(3) できるだけ多くの会員がその能力と希望に応じた就業機会を得ることができるよう、公平・公正な就業機会の提供に努める。

①発注者より引き受けた仕事は、会員の希望職種や条件・能力等を考慮したうえで、就業機会の提供を行う。

②事務所内の掲示板に、「就業募集票」を掲示し、会員への就業情報の提供を積極的に行う。

③会員の就業状況等を把握するため、役職員が就業先等へ定期的に訪問を行う。

④就業先の見学や就業を体験することのできる機会を拡大し、未就業会員の解消に努める。

(4) 受託事業について適正な契約事務を行う。

①公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会で作成された、大阪府下センター統一の契約書等を活用し、適正な契約事務を実施する。

②労働者派遣事業と請負業務の区分基準（労働省告示第37号）を踏まえて、「適正な受託と就業のための自主点検表」を活用し、適正な就業機会の提供についての確認を行う。

2 普及啓発事業の推進

(1) センター事業が高年齢者をはじめ市民に正しく理解され、一層の支援協力が得られるよう、普及啓発活動を推進する。

- ①市広報紙「もみじだより」への記事掲載をはじめ、各種報道機関への情報提供を積極的に行う。
- ②センター事業PRチラシを作成し、地域班により市内全戸に配布する。
- ③センターホームページを通じてセンター事業のPRに努める。
- ④箕面まつりへの参加、ボランティア活動、会員作品展などの啓発イベントに参加する。
- ⑤北摂地域にある10市町のセンターが合同で行う「シルバー人材センターフェスティバル」を開催する。
- ⑥ハローワークや商工会議所等と連携して、センター事業の紹介を行う。

(2) 高い就労意欲と能力を有する高年齢者のセンターへの入会を促進するための取組みを行う。

- ①会員増強に関する強化月間を設け、市内各地で街頭啓発を行う。
- ②センターの活動内容等を周知し、高年齢者のセンターへの入会を促進するため、センターでの入会説明会を定期的で開催するとともに、市内の公共施設などでの「出張入会説明会」を開催する。
- ③センターへの入会前に、高年齢者やその家族が、会員の就業の様子などをあらかじめ見学することができる機会として、「シルバー人材センター見学会」を定期的で開催する。
- ④「会員拡大推進チーム」を新たに設置し、センターのPR活動をはじめ、会員増強に係る取組みを行う。
- ⑤市内で活動する高年齢者のサークル等に対して、リーフレットや会報「銀の鈴」を活用してセンターの活動紹介を行い入会の促進を図る。
- ⑥女性会員の入会及び就業機会の拡大のため女性部会活動の充実を図る。
- ⑦会員の口コミによる勧誘活動を強化して、「会員1人紹介活動」を引き続き実施し、新規会員の獲得に努める。
- ⑧事務局からの就業情報の提供をはじめ、地域班などの組織と連携して、既存会員の退会抑制に努める。

3 独自事業の推進

(1) 独自事業については、会員の就業機会の拡大及び地域の活性化のため、会員の創意と工夫により企画・具現化したものを事業として実施する。

- ①「緑のリサイクル事業」「竹炭生産事業」「気軽にサポート隊事業」について、事業のPR活動に努める。
 - ②独自事業製品の販売経路の拡大と就業会員の養成を図る一方で、各事業の実施状況等を鑑みて、事業の継続について検討する。
- (2) 指定管理事業は、平成29年度から平成33年度までの5年間、指定管理者として市立小野原多世代地域交流センターの管理業務を行う。
- ①利用者の安全・安心と適正な施設利用の確保、利便性の向上に努める。
 - ②地域交流をより一層深めるため新たな事業を実施する。
- (3) 施設管理事業は、箕面市より「いきいき活動センター」を有償で借り受け、高齢者の就業並びに社会参加の機会を提供するための事業を実施する。
- ①施設の有効かつ適正な運営に努める。
 - ②福祉有償運送事業（オレンジゆずるタクシー）の拠点として、「配車センター」の運営を行う。
- (4) 福祉有償運送事業（オレンジゆずるタクシー）について、「移動困難者支援の社会実験」が平成30年度末まで延長となったことに伴い、引き続き、安全かつ確実な運行に努めるとともに、箕面市との協議を重ねながら、今後の実施体制等を検討する。
- ①利用者の安全を確保し、利用者の利便性の向上に努めるとともに、効率的に運営できるよう取り組む。
 - ②就業会員の確保を図るとともに、安全運転の意識及び技術向上のための措置を講じる。
- (5) 子育てファミリーアシスト事業は、豊富な知識・経験を持った会員が地域の子育て中の世帯を応援するために施設での子どもの一時預かりや個人家庭での子守り等を実施する。
- ①市立小野原多世代地域交流センターにおいて、ちょこっと保育「まみーず」を引き続き実施する。
 - ②みのおサンプルラザにおいて、ちょこっと保育「あそびー」を引き続き実施する。
 - ③利用者の拡大を図るため、箕面市が行う健診や子育て世代が集まる場所や、市内幼稚園へチラシを配布するなど事業のPRを行う。
 - ④就業会員の技術向上を図るため、保育に関する知識や技術等に関する研修を実施する。

- (6) みどりのまちづくりサポート事業は、市内における空き家・空き地、耕作放棄地等の管理を通じて、箕面市の景観維持に貢献するものとして実施する。
- ① 空き家・空き地の管理業務について、利用者の拡大を図るため、事業の啓発に努める。
 - ② 「ふれあい農園・体験事業」について、事業内容の見直しを行い、持続可能な運営・体制作りを図る。
- (7) 子育てファミリーサポート事業は、「子育てを応援してほしい世帯（依頼会員）」と「子育てを応援したい世帯（援助会員）」とを結びつけることで、子育てしやすい地域環境づくりの支援を行う。
- ① 利用者の拡大を図るため、子どもの一時預かり事業と合わせて、箕面市が行う健診や、子育て世代が集まる場所等へ事業の啓発を行うとともに、市内保育所や幼稚園へチラシを配布するなど事業のPRを行う。
 - ② 相互援助活動を円滑に進めるため、定期的に各種講習会や交流会等を行う。

4 研修・講習会事業の実施

- (1) 高年齢者の雇用・就業に必要な知識及び技能の習得と技術の向上を図るため、関係機関と連携し、各種講習会を実施する。
- ① 特殊清掃講習 ② パソコン講習 ③ 襖・障子張り講習
 - ④ 刈払機取扱講習 ⑤ 施設管理講習 ⑥ 料理講習
 - ⑦ 訪問介護講習 ⑧ 植木剪定講習 ⑨ スマートフォン講習
- (2) 技能を取得した既存会員に対して、さらに技能の向上を図るためのフォローアップ講習会を実施する。
- (3) 公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会と連携し、高齢者活躍人材育成事業として各種講習会を実施する。
- (4) 基本理念に基づくセンターの健全な運営と発展を図るため、会員の事業参加意識のさらなる高揚を図る。
- ① 新入会員に対して、センター基本理念等の周知徹底を図る。
 - ② 既存会員に対して、会員の事業参加意識の高揚を図り、基本理念の周知徹底を図るための方策について検討する。

5 調査研究事業の実施

- (1) 会員の増強及び就業機会の拡大等を図るため、高年齢者の就業ニーズ等、必要な調査研究を行う。
 - ①上部団体、関係機関等が行う各種会議へ参加する。
 - ②近隣センターや先進センターとの情報交換を積極的に行う。

6 相談事業の実施

- (1) 高年齢者の就業や社会参加等を促進するため、入会説明会をはじめ、就業等に関する相談の機会を設置する。
 - ①入会説明会を定期的で開催する。
 - ②シルバー人材センター見学会を定期的で開催する。
 - ③会員の就業等に関する相談窓口として、役職員による「就業相談日」を定期的で開催する。

7 安全・適正就業事業の推進

- (1) 会員の就業中や就業途上等における事故の防止等を図るため、安全対策委員会が中心となり、適切かつ継続的な諸対策を積極的に推進する。
 - ①安全対策委員会を開催し、会員の健康、事故事例の分析及び防止対策等の安全就業に関する事項を検討し、その対策を推進する。
 - ②「安全就業だより」を毎月発行し、健康に関する情報や安全就業に関する事項について、会員への伝達・周知を行なう。
 - ③安全対策委員による、各職種の就業先への安全パトロールを強化し、事故防止に努める。
 - ④就業時に自転車を使用する会員に対して、ヘルメットの着用を推奨するとともに、事故防止について注意喚起を行う。
 - ⑤交通安全及び救命救急等に関する講習会を開催する。
 - ⑥受注時における就業内容等の確認と就業場所での事故防止に努める。
 - ⑦センター公用車等を運転する会員に対して、運転免許証の確認及びアルコールチェックを行う。
 - ⑧事故防止・安全意識の高揚を図る取組みの一環として、安全就業に係る賞罰制度について検討する。
 - ⑨箕面市が実施する「誕生月検診」をはじめとする定期的な健康診断の受診を推進する。

- (2) 就業について、関係法令等を遵守した適正な就業形態を維持するため適正就業委員会が中心となり、適正就業に関する諸対策を推進する。
- ①適正就業委員会を開催し、会員の適正就業に関する事項を検討し、就業の適正化を推進する。
 - ②就業機会の公平化を図るため、「シルバー人材センターの適正就業に関するガイドライン」及び「適正就業に関する基準」に基づき、就業日数及び就業時間数等の適正化を図るため、ローテーション就業・ワークシェアリングを推進する。
 - ③適正就業の推進における課題等の解決を図るため、必要に応じて「適正就業に関する基準」の見直しを行う。
 - ④未就業会員の解消に向けて定期的に未就業会員の動向等を確認する。

8 訪問介護事業の推進

- (1) 支援を必要とする高齢者の介護を行うことで、地域社会の福祉に貢献するとともに、会員の就業機会の拡大を図るため、介護保険法に基づく訪問介護事業を推進する。
- ①訪問介護員及び利用者確保するため、事業のPR活動に努める。
 - ②訪問介護員の介護技術及び接遇の向上を図るため、講習会を実施する。
 - ③訪問介護員間で情報共有を図るため、ミーティングを定期的に開催する。

9 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

- (1) 支援を必要とする高齢者に対して、介護予防や生活支援サービスを提供するとともに会員の就業機会の拡大を図るため、介護予防・日常生活支援総合事業を推進する。
- ①就業会員及び利用者確保するため、事業のPR活動に努める。
 - ②箕面市が開催する従事者を養成するための「生活支援サポーター養成研修」に参加し、就業会員の拡大を図る。
 - ③箕面市と連携するとともに、箕面市が主催する「協議体」に積極的に参加し、事業実施に必要な情報の収集に努める。

1 0 有料の職業紹介事業の実施

- (1) 臨時的かつ短期的な仕事、またはその他の軽易な業務に係る仕事を希望する高年齢者を対象に有料で職業紹介を行い、就業機会の提供に努める。
 - ① 箕面市や事業所等へのPR活動に努める。
 - ② 関係法令等を遵守し、適正な契約事務を実施する。

1 1 労働者派遣事業の推進

- (1) 公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会の箕面事務所として、高年齢者の雇用による就業機会を確保するため、労働者派遣事業を推進する。
 - ① 市内の事業所への訪問活動を強化し、新たな就業機会の確保に努める。
 - ② 既存の派遣先に対して定期的に訪問し新たな仕事の掘り起こしを行う。
 - ③ 派遣事業で就業する会員に対して、キャリアアップに資する教育訓練を実施する。

II 法人管理事業

1 会員自主運営体制の推進

- (1) シルバー人材センター基本理念に基づき、センターの健全な運営と発展を図るため、事業運営に関して必要な会議等を適宜開催する。
 - ① 定時総会
 - ② 理事会
 - ③ 専門部会
 - ④ 各種委員会
 - ⑤ 監査
- (2) 役員及び各種委員会委員の職責及び役割に対する認識をさらに高め、会員主導型の事業運営を推進するため、各種会議等の機能強化を図る。
 - ① 事業運営の課題等について、担当理事が中心となり、その解決に向けて行動する体制を強化する。
 - ② 会員相互の連携を強化し、事業参加意識の向上を図るため、地域代表委員及び地域委員が中心となり、地域班活動の充実に努める。

- ③地域委員に対して、地域班活動の理解をさらに深めるための研修を実施する。
- ④職種班活動を円滑に行うため、職種班における世話役を対象とした研修を実施する。
- ⑤就業会員間における情報の共有や課題等の解決を図るため、就業先ごとの懇談会等を開催する。
- ⑥各種会議の構成員の選出方法の見直しを行うとともに、構成員に対する研修を実施する。

2 公益社団法人としての運営の推進

- (1) 公益社団法人としての組織・運営体制を推進するため、関係法令の遵守を徹底し、適正な事業運営に努める。
 - ①上部団体及び関係機関との情報交換を行うとともに連携を強化する。
 - ②組織・運営における必要な規程等の整備を行う。

3 施設・事務局の機能強化

- (1) シルバー人材センター事業を推進するため、その活動拠点となる、施設の効率的な運用に努める。
 - ①「ふれあい就労支援センター」における「作業場」について効率的な運用を検討する。
 - ②市立小野原多世代地域交流センター内に設置した「東部地区事務所」のあり方について検討する。
 - ③豊川支所内に設置した「作業場」について、効率的な運用を検討する。
 - ④いきいき活動センター内に設置した「配車センター」について、オレンジゆずるタクシーの拠点として効率的な運用に努める。
 - ⑤みのおサンプラザ内に設置したちよこっと保育「あそびー」の施設について、会員の就業場所として引き続き確保する。
- (2) 効率的な事務局運営及び経費の削減を推進するため、より一層の事務処理の効率化に努めるとともに、事務局体制の機能強化を図る。
 - ①事務局における組織体制及び事務処理等の見直しを引き続き行う。
 - ②定期的に職員研修を実施し、職員の意識改革及び自己研鑽に努める。
 - ③事業運営に係る経費の削減に努める。

4 第4次中期計画の推進

(1) 平成28年度から平成32年度までの5年間について、センター事業の方向性と円滑な実施のための基本的事項を示した第4次中期計画の推進に努める。

①各部会・各委員会及び事務局が連携して、目標の達成に向けた取り組みを行う。

②進捗会議を開催し、進捗状況を確認しながら見直しを行う。